

北海道における共同活動支援交付金に係る特認要件に関する地方裁量(案)

1 特認要件に関する地方裁量を活用する理由

(1) 必要性

北海道の農村地域においては、離村も伴う農家戸数の減少とともに農業経営が大規模化してきた。このため、農業集落そのものの過疎化が進行し、農家のみならず非農業者も少ない状況になっている。このため、将来にわたって自立的に活動し得る活動組織を単独集落でつくることは難しく、水田では水系単位、畑・酪農地帯では行政区単位など、複数集落単位での比較的広い区域とならざるを得ない状況にある。そのため、集落等毎の共同活動の水準が一律でなかったり、整備水準が違う区域が混在することにより共同活動が円滑に行われぬことも想定されるので、望ましい管理体制の構築に寄与する観点から、活動要件の一部を緩和する代わりに活動面積を拡大する特認要件に関する地方裁量を導入することとする。

(2) 特認要件を適用することが想定される場合

将来の望ましい活動単位を設定するために、特認要件を適用することが妥当と考えられる活動組織としては、以下のような場合が主として想定される。

ア 整備直後の区域と更新時期が近い区域が混在している場合

整備直後の区域では維持管理の労力がこれまでよりも軽減されることなどから、本施策の導入を契機に誘導部分に位置づけられた活動などの効果の高い共同活動を実施することが可能である。他方、更新時期が近い区域では、基礎部分に位置づけられた活動に相当の時間を要するため、効果の高い共同活動の一部が実施できないことが懸念される。このような場合、将来の望ましい管理体制を構築するに当たっては、特認要件を適用して、更新時期が近い区域も活動組織に取り込んでいくことが適切な場合が想定される。

イ 土地改良区区域(田)とそれ以外の区域(畑・草)が混在している場合

土地改良区区域の水田では、これまでの用水管理等を通じて共同活動の取組体制が整っている状況にある。他方、それ以外の畑や草地区域では体制が不十分で、効果の高い共同活動を確実に実施することは困難な状況である。このような場合、特認要件を適用し、望ましい管理体制を構築することが適切な場合も想定される。

ウ 農家の出作・入作面積割合が大きい区域が混在している場合

出作・入作が多く、複数の区域にまたがって共同活動をせざるを得ない農業者が多い地区では時間的余裕がないこと。また共同活動意識が低い入作者が多いことなどから、効果の高い活動が困難な状況が想定される。このため、特認要件を適用し、このような区域も取り込んで一体的に管理していくことが望ましい場合も想定される。

エ 農家の高齢化が進んでいる区域とそうでない区域が混在している場合

高齢化が進んでいる区域では、効果の高い共同活動まで手が回らない状況となっているが、これら区域についても農用地を適切に管理し、次世代へ引き継いでいくことが必要である。他方、隣接する区域がこのような高齢化が進んだ区域の活動に協力するにも限界があるため、特認要件を適用し、高齢化が進んでいる区域も一体的に管理していくことが望ましい場合も想定される。

オ 一農業者当たりの保安全管理対象資源が多い場合

北海道特有の状況として、全般的に過疎化が進行し1戸当たりの保全管理対象資源が多いこと、厳しい気象条件のため共同活動の実施時期が集中すること等により、比較的管理水準が高い区域の農家が他の区域の活動に協力するにも限界がある。

2 特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限值

(1) 特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限値の考え方

地域活動指針に基づき定める要件を国の要件どおりとしているため、拡大面積の下限値も国と同じとする。

(2) 地域活動指針に基づき定める要件の減少度合いの限度

農地・水向上活動(実践活動)の実施割合の減少度合いは20%、農村環境向上活動の活動項目の減少度合いは1項目を限度とする。

(3) 特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限值

特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限値は、次のとおり。

拡大面積の下限值		農地・水向上活動(実践活動)の実施割合の減少度合い(X)		
		0%	0% < X 10%	10% < X 20%
農村環境向上活動の活動項目数の減	0	0%	10%以上	25%以上
	1	5%以上	15%以上	25%以上